

# 平成21年度 使用料・手数料見直しについて

## 1 新設の使用料・手数料(主なもの)

### (1)手数料

名 称	摘 要
統計作成等手数料	統計法の全部改正に準拠し、一般からの委託に応じ、県統計調査の情報を利用して統計の作成等を行うことができることとされたことに伴う手数料の新設 ・統計表の作成 51,000円に1表につき20,400円を加えた額 ほか
営業許可証の再交付申請等手数料	受益と負担の公平確保を図るため、食品営業許可証の再交付等に係る手数料の新設 ・営業許可証又は許可標識の再交付、書換え 1,700円/件
出張理容・美容の検査等手数料	出張理容及び出張美容について、衛生措置に係る検査等を受けなければならないこととされたことに伴う手数料の新設 ・出張理容の検査 13,200円/件 ほか
運転免許証更新に係る認知機能検査等手数料	道路交通法の一部改正に伴い、75歳以上の高齢者が運転免許証更新に先立って行う認知機能検査等に係る手数料の新設 ・認知機能検査 650円/件 ほか
教育職員免許状更新手数料	教育職員免許状更新制度が導入され、免許状に10年間の有効期限が定められることに伴う免許状の更新等に係る手数料の新設 ・普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新 3,300円/件 ほか

## 2 その他の改正(主なもの)

### (1)使用料

名 称	摘 要
国有地公有水面使用料(※)	道路法施行令の一部改正に伴い、国管理の国道の占用料額引き下げに準拠して、県道の占用料の額等を改定 (市の区域の場合) ・工作物の設置(第1種電柱) 1,000円/本 → 630円/本 ・物件の設置(外径が0.1m未満の管) 48円/m → 0.07m未満24円/m ↳ 0.07m以上0.1m未満34円/m ほか
道路占用料(※)	
流水占用料(発電以外)(※)	
海岸占用料(※)	
砂防指定地等占用料(※)	
港湾使用料及び占用料(※)	
漁港占用料(※)	

### (2)手数料

名 称	摘 要
運転免許証更新に係る高齢者講習等手数料	道路交通法の一部改正に伴い、高齢者講習の講習科目及び講習時間が改正されることに伴う手数料の改定 ・高齢者講習(小型特殊免許以外) 6,150円/件 → 70歳以上74歳以下 5,800円/件 ↳ 75歳以上 5,350円/件 ・同上(小型特殊免許のみ) 3,000円/件 → 2,350円/件 ほか

## 3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設予定のもの	8,663 千円
単価改定によるもの	△ 67,605 千円
合 計	△ 58,942 千円

(注)上記の使用料・手数料のうち(※)のものは既に改正し、平成21年4月1日適用のもの